

議 案 第 2 号

富士見市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

富士見市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成8年条例第2号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年2月15日提出

富士見市長 星 野 光 弘

提 案 理 由

不妊治療に係る通院等のための休暇を新設するため、富士見市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する
条例

富士見市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成8年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第14条第2項中第21号を第22号とし、第14号から第20号までを1号ずつ繰り下げ、第13号の次に次の1号を加える。

- (14) 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる
場合 一の年度において5日（当該通院等が体外受精その他の市長が定める不妊
治療に係るものである場合にあっては、10日）の範囲内の期間

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。